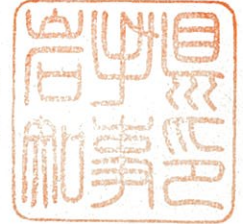


申 請

平成24年9月28日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野 田 佳 彦 殿

岩 手 県 知 事
達 増 拓 也



平成24年3月12日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・
解除の考え方」Ⅱの8に基づく牛の「出荷・検査方針」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除」Ⅱの8に基づき、平成23年8月25日に
定めた本県の牛の「出荷・検査方針」を別添のとおり見直したので、提出する。

(別記)

出荷・検査方針

1 定義

(1)「全頭検査対象農家」とは、次のいずれかに該当する牛の飼養農家（東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で放射性セシウムにより汚染された稲わら又は牧草（以下「汚染稲わら等」という。）の処分その他の飼養管理の改善を図るために必要な措置（8の（1）及び9の（1）をいう。）が実施されたことが岩手県（以下「県」という。）により確認され、かつ、過去6か月間に出荷した3頭以上（過去6ヶ月間の出荷頭数が3頭に満たない場合にあっては、直近に出荷した3頭）の牛の肉の放射性セシウムについての検査結果が全て 50Bq/kg 以下であったことにより、全頭検査対象農家とする必要がないとされた飼養農家を除く。）をいう。

- ① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛の飼養農家
- ② その牛の肉の放射性セシウムについての検査結果が 100Bq/kg（平成 24 年 3 月 31 日までに行われた検査にあっては、500 Bq/kg）を超過した牛の飼養農家
- ③ ①又は②に掲げるもののほか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかった牛の飼養農家

(2)「全戸検査対象農家」とは、全頭検査対象農家以外の牛の飼養農家をいう。

(3)「全戸検査済み農家」とは、全戸検査対象農家のうち、農家別検査により放射性セシウムについての検査結果が全て 50Bq/kg 以下となり、かつ、その検査結果が得られた日から3か月を超えていないものをいう。

(4)「農家別検査」とは、農家別に（その飼養する牛の中に飼養管理状況の相違等により放射性物質による影響が異なると県の職員が認めた群がある場合にあっては、その群ごとに）県の職員等が指定する牛1頭以上につき行う放射性物質についての検査をいう。なお、BSEの死亡牛検査の対象牛のうち、死亡する直前まで通常の飼養管理下にある急性疾患又は事故で死亡した牛であることを県の職員が認めたものの肉の放射性物質についての検査も農家別検査とすることができる。

2 全頭検査対象農家

(1)全頭検査対象農家の飼養する牛は、(2)による場合を除き、株式会社岩手畜産流通センター（以下「岩畜」という。）に出荷し、その全頭につき放射性物質についての検査を行うものとする。

(2)全頭検査対象農家（既に(1)の検査が行われ、その放射性セシウムについての直近の検査結果が3頭連続（同一出荷日を除く。）して 50Bq/kg 以下となったものに限る。）の飼養する牛は、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が全頭検査を行う場合には、岩手県外のと畜場に出荷して差し支えないものとする。

(3)(1)又は(2)の全頭検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛であるか、県の立入調査等により適切な飼養管理が確認されなかった牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても 100Bq/kg を超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えるときは、当該全頭検査対象農家に対し、その

牛の出荷を中止するとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直しその他の所要の措置を行うよう指導するものとする。

3 全戸検査対象農家

- (1) 全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）の飼養する牛は、岩畜に出荷し、農家別検査を行うものとする。
- (2) (1) の規定にかかわらず、農家別検査の検査結果が得られた日から3か月を超えたことにより全戸検査済み農家に該当しなくなった全戸検査対象農家であって、その該当しなくなった日以降と畜場に出荷した実績のないものが、その該当しなくなった日から3か月以内に、県から事前の承認を得てその飼養する牛を県が指定する岩手県外のと畜場に出荷し、他の地方自治体が4により検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が検査を行う場合には、農家別検査を行うことができる。
- (3) (1) 又は(2) の農家別検査を受けようとする牛が繁殖雌牛、搾乳牛等の廃用牛である場合には、県は、その肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、推定による誤差を勘案しても100Bq/kg を超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えるときは、当該全戸検査対象農家に対し、その牛の出荷を中止するとともに、放射性セシウムに汚染されていない飼料による飼育直しその他の所要の措置を行うよう指導するものとする。
また、県は、全戸検査済み農家に対しても、給与された飼料の放射性セシウムについての検査結果等を踏まえ必要があると認める場合には、同様の対応を求めることとする。
- (4) 全戸検査済み農家の飼養する牛は、(5) の①から④に掲げる牛を除き、岩手県外に移動させ、又はと畜場に出荷して差し支えない。
- (5) 全戸検査済み農家の飼養する牛のうち次に掲げるものについては、岩畜に出荷し、全頭検査を行うものとする。ただし、他の地方自治体が4により全頭検査を行う場合又は他の地方自治体の協力を得て採材のうえ、県が全頭検査を行う場合には、岩手県外のと畜場に出荷して差し支えない。
 - ① 汚染稲わら等を給与し、又は給与したおそれがある牛であって、当該全戸検査済み農家に移動してきたもの
 - ② 福島第一原子力発電所の20km 圏内から事故後に移動してきた牛
 - ③ 事故後に計画的避難区域（区域設定前を含む。）で飼養されていたことがある牛
 - ④ 全頭検査対象農家又は全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）から当該全戸検査済み農家に移動してきた牛
- (6) 県は、農家別検査と併せ、安全性をより確かなものとするとともに、長年築き上げてきた「いわて牛」を中心とする岩手県産牛肉への信頼を回復させるため、全戸検査済み農家の飼養する牛全頭についても放射性物質の検査が行われるよう努める。
- (7) 専ら妊娠させた乳用種の販売を業とする、又は、牛の飼養管理のみを請け負う全戸検査対象農家であって、事故等の事情がない限り牛をと畜場に出荷しないため農家別検査ができないものが飼養する牛（県がその牛の肉に含まれる放射性セシウムの濃度を推定し、推定による誤差

を勘案しても 100Bq/kg を超えるおそれがないものとして県が定める基準値を超えないものに限る。) については、当該牛の飼養管理履歴や放射性セシウムの推定値をあらかじめ提示するとともに、当該牛が6ヵ月以内にと畜場に出荷されないことが担保されるよう、移動先の都道府県と十分に対応を協議した上で、岩手県外に移動させることができる。その際、県は移動先の都道府県に対し、移動の日時、移動先の農家、移動する牛の個体識別番号等を通知する。

4 岩手県外のと畜場への出荷

(1) 県は、岩手県内で飼養されている牛が岩手県外のと畜場に出荷される場合には、当該と畜場を管轄する地方自治体に対し、事前に、牛の飼養農家、出荷の予定日、出荷先のと畜場、出荷の頭数及び出荷される牛の個体識別番号を通知する。

また、県は、この通知に含まれていない牛がと畜場に搬入された場合には、その旨を県に通報するよう当該と畜場を管轄する地方自治体に要請する。

(2) (1) の場合において、全頭検査対象農家の飼養する牛が含まれる場合には、その牛の個体識別番号を明らかにした上で、その全頭につき放射性物質についての検査、と畜場における適正な管理、検査結果の通知等が行われるよう、当該と畜場を管轄する地方自治体に協力を要請する。

(3) 県は、(2) により要請する協力の内容について、予め包括的に当該と畜場を管轄する地方自治体と協議する。

(4) 12 月齢未満の子牛を岩手県外に移動し、やむを得ず早期にと畜しようとする場合、当該牛をと畜しようすると畜場を管轄する地方自治体等から当該牛の生産農家の飼養管理履歴等について照会があった場合は、県はそれに応じるものとする。

5 出荷計画

(1) 県は、牛の飼養農家ごとに、次の事項を記録した台帳を作成するとともに変更の都度更新し、これにより牛の飼養農家及びその飼養する牛の管理を行う。

- ① 全頭検査対象農家、全戸検査対象農家（全戸検査済み農家を除く。）又は全戸検査済み農家の別
- ② 全戸検査対象農家について行われた農家別検査の検査日及び検査結果
- ③ 3の(5)の①から④に掲げる牛の飼養の有無及びその個体識別番号

(2) 出荷計画は、岩畜の検査のためにと畜能力が限られていることを踏まえ、放射性物質についての検査が円滑に行われるよう、出荷の予定日ごとに、出荷すると畜場、出荷する牛の飼養農家、出荷する牛、検査の場所等について定める。

(3) 出荷計画案は、生産者団体等が作成し、県及び関係者から構成される「岩手県肉牛出荷計画調整協議会」において、その作成する調整方法等により調整し、確定する。

(4) その際、岩畜のと畜能力、県が放射性物質についての検査を依頼している検査機関の検査能力並びに4により岩手県外のと畜場に出荷される牛についての受入状況を勘案し、実施可能な出荷計画を定めるものとする。

6 岩畜における管理等

(1) 岩畜における受入れ及び確認

岩畜は、受け入れる牛について、1頭ごとに出荷者を確認し、出荷計画と照合し、結果を県に報告する。

(2) 枝肉及び内臓等の保管・管理

- ① 岩畜においては、放射性物質についての検査の対象となる牛とそれ以外の牛が確実に区分されるための措置（と畜順による管理、枝肉への表示等）を行う。
- ② 検査の試料採取は、と畜検査員が行う場合を除き、県の職員の監視と指導のもとに、と畜場の職員又は県が指定した者が行う。
- ③ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、検査結果が判明するまで岩畜内又は管理が確実にできるとして県が指定する場所で保管・管理を行う。
- ④ 検査に供した牛の枝肉及び内臓等は、100Bq/kg を超過したことが判明した場合は、県の職員又は県が指定した者が個体識別番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に流通させないこととする。また、100Bq/kg 以下である場合は、と畜場等からの持ち出し又は加工等を行うことができる。

(3) 検査結果通知書の発行

- ① 上記に従って放射性物質の検査を行い、100Bq/kg 以下であった牛の肉については、県が、「牛肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。
- ② 全戸検査済み農家に対しては、県が、有効期限を付して全戸検査済み農家であることを通知する。その際、3の(5)の①から④に掲げる牛を飼養する全戸検査済み農家に対する通知書には、当該農家がこれらの牛を飼養している旨及びこれらの牛の個体識別番号を記載するものとする。全戸検査済み農家は、通知書の写しを添付の上、岩畜又は4により受け入れ体制が整っている岩手県外のと畜場への出荷を行う。

7 放射性物質についての検査結果が100Bq/kg を超過した場合の対応

- (1) 検査結果が、100Bq/kg を超過した牛に由来する枝肉及び内臓等については、販売を認めず、廃棄する。
- (2) 県は、100Bq/kg を超過した牛を出荷した農家に対して、飼料や家畜の管理状況等の立入調査等により原因を究明し、再発防止を指導する。

8 牛の飼養農家への指導

(1) 指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携の下、牛の飼養農家に対して、定期的に立入調査を行い、適切な飼養管理（暫定許容値以下であると認められる飼料の給与、放射性物質により汚染されていないと認められる水の給与など、放射性物質による影響を避けられる飼養管理）が継続されるよう指導を行う。

(2) 出荷・検査体制の周知徹底と情報の共有

県は、関係機関・団体等をメンバーとした連絡会議を定期的を開催し、牛の飼養農家に対し

て、新たな出荷・検査体制の周知徹底を行うとともに、適正な検査体制が整備・実施されるよう指導を行う。また、国等から提供される各種情報についての共有化と周知を図る。

(3) 情報の提供

県は、関係機関・団体等と連携の下、消費者・流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を、県のホームページや研修会等を通じて、提供するとともに、市場に流通している牛肉は食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

9 適切な飼養管理を徹底するための措置

(1) 汚染稲わら等の管理等

「放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」及び「指定廃棄物の今後の処理方針（平成 24 年 3 月 30 日）」に基づき、処分が行われるまでの間、県及び関係市町村等は、国の指導等に基づき、連携して次の事項を行う。

- ① 汚染稲わら等の処理にあたっては、適切な処理方法を判断するため、放射性物質についての検査を実施しつつ、保管場所や処理の方法について、関係市町村等と連携・協議を行う。
- ② 暫定許容値を超える汚染稲わら等について、農家ごとに残量、放射線量測定結果、保管場所等を記載した「汚染稲わら等適正管理確認票」を作成し、これに基づき、その処理までの間、定期的に適切な保管がなされていることを確認する。
- ③ 汚染稲わら等の利用停止と隔離を確実にを行うため、畜舎・住居から離れた場所において、スプレー等での着色、シート等での被覆、封印等を実施する。
- ④ 汚染稲わら等については、放射性物質汚染対処特措法等を踏まえ、関係省庁との連携や役割分担の下、可能な限り速やかに処理することとし、処理されたことを確認の上、汚染稲わら等適正管理確認票にその旨を記載する。

(2) 飼養管理指導体制の強化

県は、関係機関・団体等と連携しながら、牛飼養農家に対して、必要に応じ聞き取りや立入調査を実施し、適切な飼養管理を継続するよう指導を行う。

- ・実施者：県（広域振興局、農業改良普及センター、家畜保健衛生所）、市町村、農業協同組合
- ・実施内容：飼養管理チェックリスト及びパンフレットに基づき、安全な飼料の給与や適切な保管、出荷遅延に係る家畜の飼養管理の留意点などの指導を徹底 など

(3) 牛の飼養農家への適切な飼養管理の周知

県は、「出荷制限の一部解除」の内容や出荷の遅延に伴う適切な飼料給与などの飼養管理の注意点を盛り込んだパンフレット等を作成・配布するなど、牛の飼養農家に対して、必要に応じ各種情報を速やかに周知するとともに、適切な指導を行う。

(4) 今後収穫される飼料の適切な利用の徹底

給与する飼料の安全性を確保していくため、岩手県内全市町村を対象に、今後収穫される飼料の放射性物質のモニタリング調査を行い、飼料の適切な利用を徹底する。

(5) 飼料販売業者等への指導強化

飼料販売業者に対しては、必要に応じ聞き取りや立入調査を行い、適切な飼料のみを扱うよ

う指導する。

(注) この改正は、平成 24 年 9 月 28 日から適用する。ただし、1 の(1)に係る改正については、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。